

監査告示第 7 号

令和 6 年 4 月 1 日

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	大園	たつや
同	米山	たいすけ

鹿児島市監査基準の変更について（公表）

鹿児島市監査基準を別紙のとおり変更したので、地方自治法第198条の4第4項において準用する同条第3項に基づき公表します。

鹿児島市監査基準（令和2年2月20日制定）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) 略す (9) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条第34条）市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 (10)～(14) 略す 2 略す (報告の徴取) 第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対して報告を求めるところができる。 2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、<u>地方税の収納事務の受託者に対して報告を求めるところができる。</u> (情報管理) 第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。</u></p>	<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) 略す (9) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条）市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 (10)～(14) 略す 2 略す (報告の徴取) 第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対して報告を求めるところができる。 2 監査委員は、<u>法第243条の2第10項（公企法第33条の2において準用する場合を含む。）の規定により、指定金融事務取扱者に対して報告の結果について、会計管理者等に対して報告を求めるところができる。</u> (情報管理) 第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に取り扱うものとする。</u></p>	<p>条文整理 引用している地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に繰り下がるため。</p> <p>地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴う改正</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行に伴う鹿児島市個人情報保護条例の廃止に伴う改正</p>